

マネージメント・レター 249**平成 22 年度税制改正のポイント**

22 年度税制改正が平成 22 年 3 月 26 日に国会を通過し成立しましたので概要を列挙します。

法人課税**(1)100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べ**

グループ内取引により生ずる資産の譲渡損益は、その資産がグループ外に移転する時まで計上を繰り延べ

(2)大法人の 100%子会社に対する中小企業向け特例措置の適用の見直し

大法人の 100%子会社である中小法人（資本金の額が 5 億円以上の法人又は相互会社等の 100%子会社）には、中小企業向け特例措置（資本金の額が 1 億円以下の法人に係る次の制度）が適用されません。

軽減税率 特定同族会社の特別税率の不適用 貸倒引当金の法定繰入率 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度 欠損金の繰戻しによる還付制度

(3)連結子法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し**(4)一人オーナー会社課税制度の廃止****所得課税****(1)子ども手当創設とあいまって、年少扶養親族（～15 歳）に対する扶養控除（38 万円）廃止****(2)高校の実質無償化に伴い、16～18 歳までの扶養控除の上乗せ（25 万円）廃止**

年少扶養控除の廃止は、所得税は 23 年度、住民税は 24 年度から適用

子ども手当は 22 年度については、月額 1.3 万円が支給されます。

(3)非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税設置の創設（平成 24 年から）**資産課税****(1)住宅取得資金の贈与に係る贈与税の特例措置の拡充**

適用対象者をその贈与を受けた年の合計所得金額が 2,000 万円以下の者とした上、非課税限度額を引き上げ（現行 500 万円）

平成 22 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500 万円

平成 23 年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000 万円

適用期限は平成 23 年 12 月 31 日まで。

その他**(1)国の租税特別措置は 310 項目ある中の政策税制措置(241 項目)の 1/3 にあたる 82 項目を見直し対象とし、**

うち 41 項目について廃止又は縮減 **特別控除、税額控除等**

(2)揮発油税の暫定税率について 現行の 10 年間の暫定税率は廃止。その上で原油価格等が安定的に推移していること、地球温暖化対策に留意する必要があるので当分の間として現在の税率水準を維持**(3)自動車重量税 平成 24 年 4 月までエコカー減税は維持****(4)たばこ税 平成 22 年 10 月 1 日から税率引上げ（価格上昇は 1 本あたり 3.5 円程度）**

詳細につきましては、担当者・副担当・担当税理士へお問い合わせください。